

	6. 地域住民の多様な意見や専門的な知見を踏まえた総合的な議論を、議会で具体的にどのように行うか、おきかせください。	7. 条例案の審議の日程および方法(例:意見陳述のあり方、委員会審議、請求代表者の質疑応答なし、傍聴など)は、妥当であったと考えますか。	8. 米子市民自治基本条例 第29条についてどのように理解され、このたびの条例案の賛否の判断となりましたか。	9. 現在、島根原発2号機は安全対策の工事が行われており(来年2月までかかるといわれています)、設計及び工事計画認可等は済んでいず、新規制基準適合性審査は途中です。市長は3月18日に安全協定に基づく「意見」(実質は、稼働に了解するかどうかの判断)を表明するとしていますが、この時期に米子市としての「意見」を決めることを、時期尚早だと思いますか、思いませんか。また、そのように考える理由は何ですか。	10. 市民にメッセージがあればおきかせください。
安達卓是 信風	議会というよりも多くの住民が参加しやすい学習会・研修会などを開催すること。	審議後に住民から意見陳述の形式が議員に背を向けたやり方を批判された。議会運営でそのところを十分議論しなかった感はある。	賛否の判断としたところもあった。	時期尚早だと思う。 市長の考えを聞き、判断するため時間は、必要と考える。(考えた。)	原発に頼らない電力を考えたい。
石橋佳枝 日本共産党	国や事業者の説明だけでなく、多様な意見の専門家の講演会などで議員自身が学び、住民投票で市民の意思が明らかになった上で、議会での討論を行うべきと考えます。	市民の意見をしっかりと聴こうという姿勢の見られない日程、方法であったと思います。	第29条で、市政の特に重要な事柄については住民投票をすることが出来るとしていることは、あくまでも市民中心の民主的な市政運営には、欠かせない重要な条項であると考えます。	時期尚早だと思う。 3月18日に市長が稼働を容認する意見を表明したことは許せません。まだ審査が途中であり、中国電力がこの原発をどう運営するのか、安全についての認識・体制が充分であるのかを審査するのはこれからです。特に何度も、点検漏れや不履行、虚偽報告などの不祥事を繰り返す中国電力は厳しく審査されるべきです。規制庁も、規制委員会の預けた重要文書を廃棄し、その報告も怠った中国電力に対しては、保安規定の審査で検討すると表明され、これは規制庁と中国電力との信頼関係に及ぶ問題だとまで言っています。 また中国電力の示した安全協定改定案は、これまでの事実上の扱いを文書化しただけのもので僅かな進展しかなく、米子市が境港市や鳥取県とともに10年間求めて来た事前了解はありません。しかし境港市、米子市は、事故が起これば松江市内と同じか、それ以上の放射能を浴びます。事前了解権は生存権にかかわる問題です。この改訂された協定もまだ調印されていません。	市民の皆さんへ、まだ稼働が決定した訳ではありません。最終的な判断は中国電力がします。中電にやすやすと稼働させない、稼働断念させるように、力合わせて頑張りましょう。
伊藤ひろえ 信風	議会基本条例3条にあるように、(1)議会は言論の場、合議制の機関です。議員間の自由な討論を重んじる。(2)市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努めること。(3)市民全体の福祉の向上を目指して活動すること、だと考えています。	意見陳述の時間が足りなかったことに対して、申し訳なかったと思っています。また、条例案が否決されたことに対し、遺憾に思っています。	原発の条例案づくりに参加しましたので、第29条は一定程度理解し、条例案に賛成しました。	時期尚早だと思う。 審査途中のため	安心して子どもを生き、育てられる米子市をめざし、再生可能エネルギーの導入促進を加速させたいと考えています。
稲田清 蒼生会					
今城雅子 公明党					
岩崎康朗 蒼生会					
遠藤通 一院クラブ	市民がどのようにするかは、わかりません。議会は、公聴会・専門家等の意見を参考人として招くことがあります。	何がベストかということは、明確にできませんが、発言の時間は、十分に要すべきです。	第29条だけでなく、市条例15条・18条の意義も判断にしています。市民の意見を直接聞くことは、議会制民主主義の原点です。	時期尚早だと思う。 施設の全ての工事等が完了することが前提です。	市民は、市政の主役です。どのような事柄にも関心を持って市政を見つめていただきたい。
岡田啓介 政英会					